

平成 22 年版 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の正誤表について

お手持ちの仕様書の奥付（最終ページ）の発行日をご確認いただき、下記により該当の「正誤表」による訂正をお願い致します。

平成 22 年 5 月 21 日発行「第 1 刷」は、第 1 刷、第 3 刷及び第 5 刷の「正誤表」

平成 22 年 6 月 18 日発行「第 2 刷」は、第 3 刷及び第 5 刷の「正誤表」

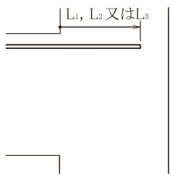
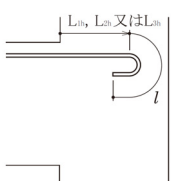
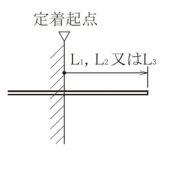
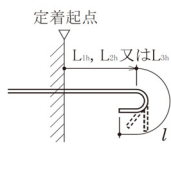
平成 22 年 7 月 23 日発行「第 3 刷」は、第 3 刷及び第 5 刷の「正誤表」

平成 22 年 12 月 6 日発行「第 4 刷」は、第 5 刷の「正誤表」

平成 23 年 3 月 26 日発行「第 5 刷」は、第 5 刷の「正誤表」

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 22 年版 第 1 刷 正誤表

平成 22 年 6 月

頁	章	節	項	項名称	訂正箇所	誤	正
39	5	3	4	継手及び定着	(d) (3) 図 5.3.2(イ) 図訂正	 <p>フックなし</p>  <p>フックあり (イ)直線定着</p>	 <p>フックなし</p>  <p>フックあり (イ)直線定着</p>
326	21	2	1	排水管	(a) 表 21.2.1 規格番号 規格名称 種類・記号 4 段目	JIS K 9798 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル 発泡三層管 RF-VP	削除

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 22 年版 第 3 刷 正誤表

平成 22 年 12 月

頁	章	節	項	項名称	訂正箇所	誤	正
48	6	2	1	構造体コンクリートの強度	(a) 追加	(a) 構造体コンクリートの強度は、材齢 91 日において設計基準強度以上とする。	(a) 構造体コンクリートの強度は、材齢 91 日において設計基準強度以上とする。 なお、工事現場における構造体コンクリート強度の推定は、 <u>現場水中養生による材齢 28 日における管理を基本とし、これを満足しないと想定される場合に、現場封かん養生による材齢 28 日及び材齢 28 日を超え 91 日以内の強度を推定する試験を行うものとする。</u>

69	6	10	4	コンクリートの強度試験の総則	(b) (5) 表 6. 10. 2 試験の目的 4 段目	構造体コンクリートの材齢 28 日を超え 91 日以内の圧縮強度の推定	構造体コンクリートの材齢 28 日及び材齢 28 日を超え 91 日以内の圧縮強度の推定 ^(注)
69	6	10	4	コンクリートの強度試験の総則	(b) (5) 表 6. 10. 2 材齢 3 段目	28 日を超え 91 日以内	28 日 及び 28 日を超え 91 日以内
69	6	10	4	コンクリートの強度試験の総則	(b) (5) 表 6. 10. 2 試験回数 3 段目	(a) による。	いずれも (a) による。
69	6	10	4	コンクリートの強度試験の総則	(b) (5) 表 6. 10. 2 (注) 追加	—	(注) 6. 10. 6(a) を満足しないと想定される場合
69	6	10	6	構造体のコンクリート強度の推定試験	(b) 追加	(b) (a) の(1)及び(2)を満足しなかった場合は、現場封かん養生供試体の材齢 28 日を超え 91 日以内の圧縮強度試験の 1 回の試験結果が、設計基準強度に 3N/mm^2 を加えた値以上であれば合格とする。	(b) (a) の(1)及び(2)を満足しなかった場合は、現場封かん養生供試体の材齢 28 日の圧縮強度試験の 1 回の試験結果が設計基準強度に 0.7 を乗じた値以上であり、かつ、材齢 28 日を超え 91 日以内の圧縮強度試験の 1 回の試験結果が、設計基準強度に 3N/mm^2 を加えた値以上であれば合格とする。
72	6	12	3	品質	(c) 追加	(c) 調合管理強度は 6. 4. 5 による。	(c) 調合管理強度は 6. 4. 5 による。 なお、コンクリート打込みから材齢 28 日までの予想平均気温の代わりに、あらかじめ計画した養生方法で想定した養生温度を用いることができる。ただし、打込みから材齢 91 日までの積算温度が $840^\circ\text{D}\cdot\text{D}$ 以上でなければならない。
74	6	12	6	試験	(d) 表 6. 12. 1 材齢 2 段目	28 日を超え 91 日以内	28 日 及び 28 日を超え 91 日以内
87	7	2	10	材料試験等	(b)	(b) 1. 4. 4 [材料の検査等] (c) の JIS 等の規定に適合する品質であることを証明する規格証明書は、原則として、規格品証明書とする。ただし、監督職員の承諾を受けて、鉄骨工事使用鋼材証明書とすることができる。	(b) 1. 4. 4 [材料の検査等] (c) の JIS 等の規定に適合する品質であることを証明する資料は、原則として、規格品証明書とする。ただし、監督職員の承諾を受けて、その他規格を証明できる書類に代えることができる。
205	15	2	2	材料	(f) 表 15. 2. 2 品質 4 段目	著しいひび割れ及びはく離がなく、接着強度が 1.0N/mm^2 以上で、界面破断が 50% であること。	著しいひび割れ及びはく離がなく、接着強度が 1.0N/mm^2 以上で、界面破断が 50% 以下であること。
320	20	2	11	煙突ライニング	(a) (1) 1 行目	ゾノライト系けい酸カルシウム	ゾノトライト系けい酸カルシウム
370	資料規格・告示等適用一覧表			1. 日本工業規格 (JIS)	規格番号 24 行目	H 8602:2006	H 8602:2010

頁	資料名称	項名称	訂正箇所	誤	正
413	資料 各部配筋 参考図	1.2 基礎接合部 の補強配筋	図 1.3		別紙参照
414	資料 各部配筋 参考図	1.3 基礎梁主筋 の継手，定 着及び余長	図 1.5，図 1.6， 図 1.7 脚注	※ L_{2h} を確保できない場合は， 標仕（5.3.4(d)(3)）によるこ とができる。	※ L_2 の数値は，原則として，柱 せいの $3/4$ 倍以上とする。
415	資料 各部配筋 参考図	1.4 基礎梁のあ ばら筋	図 1.8 重ね継手とする場 合	L_1	L_{1h}
421	資料 各部配筋 参考図	3.1 大梁主筋の 継手，定着 及び余長	図 3.3 脚注	※ L_{2h} を確保できない場合は， 標仕（5.3.4(d)(3)）によるこ とができる。	※ L_2 の数値は，原則として，柱 せいの $3/4$ 倍以上とする。
422	資料 各部配筋 参考図	3.1 大梁主筋の 継手，定着 及び余長	図 3.4 脚注	※ L_{2h} を確保できない場合は， 標仕（5.3.4(d)(3)）によるこ とができる。	※ L_2 の数値は，原則として，柱 せいの $3/4$ 倍以上とする。
426	資料 各部配筋 参考図	3.4 小梁主筋の 継手，定着 及び余長	図 3.11，図 3.12 (b) 1 行目 脚注	梁の端部で間隔の異なる場合 ※ L_{2h} 、 L_{3h} を確保できない場合 は，標仕（5.3.4(d)(3)）によ ることができる。	別紙参照 単独小梁の場合 ※ L_{3h} を確保できない場合は， 標仕（5.3.4(d)(3)）によるこ とができる。
427	資料 各部配筋 参考図	3.5 片持梁主筋 の継手，定 着及び余長	図 3.13 脚注	※ L_{2h} 、 L_{3h} を確保できない場合 は，標仕（5.3.4(d)(3)）によ ることができる。	※1. L_2 の数値は，原則として， 柱せいの $3/4$ 倍以上とする。 ※2. L_{3h} を確保できない場合 は，標仕（5.3.4(d)(3)）によ ることができる。
430	資料 各部配筋 参考図	4.3 壁の交差部 及び端部の 配筋	図 4.2	継手 L_2	継手 L_1
434	資料 各部配筋 参考図	5.2 スラブ筋の 定着及び受 け筋	図 5.3 脚注	※ L_{2h} を確保できない場合は， 標仕（5.3.4(d)(3)）によるこ とができる。	別紙参照 削除
435	資料 各部配筋 参考図	5.3 片持スラブ の基準配筋	図 5.4，図 5.5		別紙参照
441	資料 各部配筋 参考図	6.2 二辺固定ス ラブ形階段 の基準配筋	図 6.2		別紙参照
442	資料 各部配筋 参考図	6.2 二辺固定ス ラブ形階段 の基準配筋	図 6.3 脚注	※ L_{2h} を確保できない場合は， 標仕（5.3.4(d)(3)）によるこ とができる。	別紙参照 削除
443	資料 各部配筋 参考図	7.1 梁貫通孔の 配筋	(3) 2 行目	$1/3D$	$D/3$ （ D は梁せい）